

指定居宅療養管理指導の運営規定

三好医院

第1条 三好医院が実施する指定居宅療養管理指導の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 要介護状態または要支援状態にあるもの（以下『要介護等』という）に対し、適正な指定居宅療養管理指導を提供することを目的とする。

第3条 1、三好医院が実施する指定居宅療養管理指導の従業者は、要支援、要介護者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、心身の状況や環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の向上を図ることを目的とする。

2、指定居宅療養管理指導の実施にあたっては、居宅介護支援事業所その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を努めると共に、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(名称及び所在地)

第4条 指定居宅療養管理指導を実施する事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名称 三好医院
- (2) 所在地 大分市大字森町 534-10

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第5条 指定居宅療養管理指導の従業員の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

* 医師 専任常勤 1人

医師は居宅を訪問し、医学的観点から、居宅介護サービス計画の作成等に必要の情報提供及び介護方法についての指導、助言や利用者、家族に対する療養上必要な事項の指導、助言を行う。

(営業時間)

第6条 居宅療養管理指導の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

医師による居宅療養管理指導 月曜日から土曜日

午前の部 月、火、水、木、金、土 9時～12時30分

午後の部 月、火、水、木、金、土 14時～18時（土曜日は13時まで）

ただし、国民の休日、当診療所が特別に定めた日を除く。

また電話等により24時間常時連絡可能な体制とする。

(指定居宅療養管理指導の種類)

第7条 三好医院が実施する指定居宅療養管理指導は、次の通りとする。

* 医師による指定居宅療養管理指導

(利用料その他の費用の額)

第8条 1、指定居宅療養管理指導を提供した場合の利用額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定居宅療養管理指導料が法定代理受領サービスであるときには、その1割～3割の額とする。

2、指定居宅療養管理指導に要した交通費については、実費を徴収する。

3、交通費の支払いを受ける場合は、あらかじめ利用者又はその家族に対して説明を行い、利用者の同意を得る。

(苦情処理)

第9条 苦情処理のための概要

1、利用者からの相談または苦情に対応する常設の窓口（連絡先）担当者の設置

* 相談や苦情に対応する常設の窓口として、担当者を設置している。

* 担当者不在であっても、基本的な事項について従業員全員が対応できるよう指導するとともに、担当者に内容を引継ぎ、相談、苦情への対応が早期に行えるよう配慮している。

2、円滑かつ敏速に苦情処理を行うための処理体制、手順

* 苦情があった場合は直ちに利用者等と連絡をとり、事情を聞き、内容を把握する。

* 担当者は、その場で対応可能なものであっても、管理者と相談した上で利用者に対応する。

* 管理者は、担当者及び他の従業者を加え、苦情の処理に向けた検討会を行う

* 検討会議の結果を基に、処理結果をまとめ、管理者は原則として翌日までに具体的な対応を指示する。

* 苦情処理台帳を作成し、苦情処理の結果を記載するとともに、再発防止に役立てる。

(事故発生時の対応)

第10条 利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、当該利用者に関わる居宅介護支援事業者に連絡を行うと

ともに必要な処置を講ずる。また賠償すべき事故が発生した場合は速やかに損害賠償を行う。

(その他運営に関する留意事項)

第 11 条

- * 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- * 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。
- * この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は三好医院が定めるものとする。

(附則)

この規定は 2022 年 9 月 1 日から施行する。

この規定は 2024 年 4 月 1 日から施行する。